

松江市告示第 246 号

松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 252 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号_____)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費_____、補助金の額_____、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。<u>以下「規則」という。</u>)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
補助金の名称	松江市地域内兼業による地域活性化 事業費 補助金	補助金の名称	松江市地域内兼業による地域活性化 事業 補助金
補助金交付の目的	集落営農組織等が取り組む農業以外の地域活性化事業(以下「地	補助金交付の目的	集落営農組織等が取り組む農業以外の地域活性化事業(以下「地

